

地域と学校の新たな協働体制の構築のための実証研究  
(学校を核とした地域力強化プラン) 実施委託要綱

平成 27 年 5 月 25 日  
生涯学習政策局長決定  
平成 28 年 6 月 15 日  
生涯学習政策局長一部改正  
平成 29 年 2 月 17 日  
生涯学習政策局長一部改正  
平成 29 年 5 月 24 日  
生涯学習政策局長一部改正  
平成 30 年 4 月 17 日  
生涯学習政策局長一部改正  
平成 31 年 2 月 7 日  
総合教育政策局長一部改正  
令和 2 年 2 月 26 日  
総合教育政策局長一部改正  
令和 3 年 3 月 30 日  
総合教育政策局長一部改正

## 1 趣旨

平成 27 年 12 月に中央教育審議会において取りまとめられた「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」では、地域住民の参画により、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく「地域学校協働活動」を推進するとともに、従来取り組んでいた学校支援活動等の活動を基盤に、新たな体制として地域学校協働本部を全国に整備することや、保護者や地域住民等が学校運営に参画する仕組みである「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」について、全国の公立学校への導入を目指すこと等が提言されている。

また、平成 29 年 3 月に次期学習指導要領等が策定され、“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すことが示されている。

こうした背景を踏まえて、平成 29 年 3 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務とされるとともに、社会教育法が改正され、地域学校協働活動を実施する教育委員会が地域住民等と学校との連携協力体制を整備することや、地域学校協働活動に関し地域住民等と学校との情報共有や助言等を行う「地域学校協働活動推進員（以下、推進員）」の委嘱に関する規定が整備された。

そこで、これらの動向や地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法の改正等

を踏まえつつ、コミュニティ・スクールの導入や地域学校協働活動の推進に当たっての課題の把握やその解決策について、また活動を支える推進員の役割や人材確保等の方策や、これまでコミュニティ・スクールの導入が少なかった学校種における学校運営協議会制度や地域学校協働活動の果たす役割等についての実証的な調査研究を行い、これらの制度や仕組みを生かした地域社会との持続可能な連携・協働体制の構築を図る。

## 2 委託先

委託先は、法人格を有する団体、都道府県教育委員会、市区町村教育委員会とする。

## 3 委託業務の内容

以下（１）～（２）それぞれのテーマに基づく実証研究を行うものとする。

なお、契約は（１）～（２）のテーマごとに締結するが、それぞれ連携した取組となるよう文部科学省を含め、適切な連絡調整により行うよう留意すること。

- （１）地域と学校の新たな協働体制の構築のための実証研究の実施
- （２）地域とともにある学校づくり推進フォーラムの開催

## 4 委託期間

本事業の実施期間は、委託を受けた日から文部科学省が定めた同年度の事業が終了する日までとする。

## 5 委託手続

- （１）委託を希望する団体が上記３の委託を受けようとするときは、本事業に関する事業計画書及び経費計画書（様式１－１、様式１－２、様式１－３）をテーマごとに文部科学省に提出する。
- （２）文部科学省は、上記５（１）により提出された事業計画書及び経費計画書（様式１－１、様式１－２、様式１－３）の内容を検証し、内容が適当であると認めた場合、当該委託先に対し本事業の実施を委託する。

## 6 業務の廃止等

- （１）委託を受けた委託先は、委託業務を中止又は廃止しようとするときは、委託事業中止（廃止）承認申請書（様式３）を文部科学省に提出し、その承認を受けるものとする。
- （２）文部科学省は、上記（１）の承認をするときは条件を附することができる。

## 7 業務完了の報告

委託を受けた委託先は、事業が終了したとき又は、事業が終了した日（契約を解除した日を含む。以下同じ。）から10日を経過した日又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、支出を証明する書類の写しとともに、本事業に関する完了（廃止）報告書及び収支精算報告書（様式４－１、４－３～４－６）をテーマごとに文部科学省に提出する。

## 8 事業実施による成果物

- (1) 委託を受けた委託先は、事業が終了した日から 10 日を経過した日又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、成果報告書（様式 4-2）をテーマごとに文部科学省に提出する。
- (2) 文部科学省は事業の成果普及等のため、上記（1）の成果報告書のほか、取組ごとの事例や研究内容をまとめた成果物の提出を求めることができる。

## 9 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は上記 7 に基づき提出された完了報告書及び収支精算報告書（様式 4-1、4-3～4-6）について、検査及び必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、委託先に通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

## 10 委託経費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内でテーマごとに本事業に要する経費〔諸謝金、人件費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、借損料、保険料、雑役務費、消費税相当額、一般管理費、再委託費〕を委託費として支出する。なお、経費計上については契約期間内のものに限る。
- (2) 委託費は、上記 9（1）による額の確定通知後、委託先の請求に基づき支出する。
- (3) 委託事業の実施にあたり、文部科学省が事業完了前に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、委託費の全部または一部を、委託先の請求に基づき概算払することができる。
- (4) 概算払の預貯金により生じた利息については、当該事業を遂行するために必要な経費に充当することができる。
- (5) 委託先においては適切に監査を行い、委託費の適正な執行に努めること。
- (6) 文部科学省は、委託先が本委託要綱等に違反したとき、または本事業の遂行が困難であると認めたときは、委託の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。
- (7) 委託先は、本事業の計画を変更する場合、または所要経費の費目間流用をする場合は文部科学省に計画変更承認申請書（様式 5）を提出し、その承認を受けることとする。ただし、当初設定した総経費の 20%以内の変更（20%を超える変更であっても、その金額が 5 万円未満の場合を含む。）をする場合を除く。

## 11 再委託

- (1) 本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。  
ただし、再委託先は、再委託を受けた事業を第三者に委託（再々委託）することはで

きない。

- (2) 委託先は、事業の一部を再委託しようとする場合は、あらかじめ、再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、再委託金額に関する事項を記載した事業計画書等（様式2-1、様式2-2）を文部科学省に提出し、承認を受けることとする。再委託の相手方の変更等を行おうとする場合も同様とする（ただし、軽微な変更の場合を除く）。
- (3) 委託事業を再委託する場合は、再委託した業務に伴う当該第三者の行為について文部科学省に対してすべての責任を負うものとする。

## 12 著作権

委託先は、本事業により発生した著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む）がある場合には、本事業完了後速やかに文部科学省に帰属させる。

## 13 書類の保存

委託先は、委託費に係る収入及び支出を明らかにする帳簿を備え、文部科学省からの請求があったときには提出できるよう、収入及び支出の事実を明らかにした領収書その他の関係証拠書類とともに、本事業を実施した翌年度から5年間整理保存する。

## 14 その他

- (1) 文部科学省は、委託先における本事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 文部科学省は、本事業の実施にあたり、委託先の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文部科学省は、必要に応じ、本事業の実施状況及び経理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 委託先は、本事業の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。
- (5) 事業の実施に関して生じた損害は、委託先の負担とする。ただし、委託先の責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではない。
- (6) 委託先は、事業の実施にあたり故意又は過失によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。
- (7) 委託先は、事業の実施によって入手した個人情報について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。
- (8) この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。
- (9) 代表者及び所在地等の変更を必要とする場合及び本事業の継続が不可能になった場合等は速やかに文部科学省へ連絡し指示を受けることとする。

要綱 5 に定める様式

様式 1 - 1、様式 1 - 2、様式 1 - 3

要綱 6 に定める様式

様式 3

要綱 7、8 に定める様式

様式 4 - 1、様式 4 - 2、様式 4 - 3、様式 4 - 4、様式 4 - 5、様式 4 - 6

要綱 10 に定める様式

様式 5

要綱 11 に定める様式

様式 2 - 1、様式 2 - 2